

平成22年 3月25日

大阪大学箕面地区教職員組合  
執行委員長 萬 宮 健 策 殿

国立大学法人大阪大学

総務部長 後 藤 宏 平



平成22年3月17日付け文書に対する回答

まず、誤解があるようですが、去る2月12日の団体交渉においては、旧大阪外国語大学から身分を承継した教員で、平成28年4月1日以降に定年年齢に達する者の人数については把握することができる旨お答えしたものです。

しかし、その後の貴組合から出された要求は、「国立大学法人大阪大学教職員退職手当規程等の改正案により、退職手当額に差が生じる教員数とその総額を回答すること」というものであり、大学としてはお答えのしようがない状況にあることを、ご理解ください。

また、文書のやりとりのみでは理解し得ないものであるならば、団体交渉の場で、大学として回答し得る試算条件等を説明することもやぶさかではありませんので、併せてお含み置きください。

なお、これまで団体交渉の場でもご説明しているとおり、旧大阪外国語大学から身分を承継した教員を含め、退職手当規程等の適用を受ける教職員から自らの退職手当額の試算について依頼があった場合には、一定の条件の下で試算を行い、その結果を本人へ回答していることも、念のため申し添えます。

以上